

令和7年度 西播朝鮮初中級学校就学援助制度について

1 西播朝鮮初中級学校就学援助制度とは

西播朝鮮初中級学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、生活保護を受けている方に準じる程度に困窮されており、お子さんが就学されるにあたり、経済的な援助を必要とされる方に、下記3の就学援助費を支給する制度です。(学校の集金をすべて免除するものではありません。) 就学援助費は学校を通して支給します。(ただし、所得制限があります。)

2 認定基準

令和6年中の家族全員の総所得が次の認定基準額以下の場合等

家族数	認定基準額(総所得)
2人	184万円
3人	220万円
4人	258万円
5人以上	1人増すごとに 38万円増

※総所得とは・・・

◆自営業の方

売上げから必要経費を控除した額

◆給与収入がある方

給与所得控除後の金額

※家族数は、生計を同一にする方全員の人数です。同一の家屋に居住している場合は生計同一とみなします。

3 就学援助の主な内容(金額は予定額)

- ▶ 新入学児童生徒学用品費等(1年生のみ)・・・初級部 57,060円、中級部 63,000円
- ▶ 学用品費等・・・初級部 年額 13,860円、中級部 年額 24,960円
- ▶ 宿泊を伴う校外活動費・・・実際に要した費用 限度額は初級部 3,690円、中級部 6,210円
ただし宿泊を伴わない場合は、初級部 1,600円、中級部 2,310円
- ▶ 修学旅行費・・・実際に要した費用(限度額は初級部 22,690円、中級部 60,910円)

4 申請先

西播朝鮮初中級学校

5 提出書類

① 家族構成表

② 委任状

③ 世帯構成員全員の令和6年中の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明等)

ただし、令和7年1月1日現在、姫路市に住民登録があった人は、③の書類は不要です。

上記の書類で認定できない場合、別途教育委員会が指示する書類を提出していただくことがあります。

制度に関するお問い合わせは、

姫路市教育委員会事務局 学校指導課 学事担当(Tel079-221-2762)へ